式４）により提出することとし、地域維持型ＪＶ、特定ＪＶ（甲）、及び経常ＪＶにあっては、北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における令和７・８年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者から配置するものとする。

・技術士（総合技術監理部門―建設）
・技術士（建設部門）
・国土交通省登録技術資格者（施設分野：トンネル―業務：計画・調査・設計）
・ＲＣＣＭ（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
・土木学会認定土木技術者（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）（特別上級、上級、１級）
・１級土木施工管理技士
・１級建設機械施工管理技士

８）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設工事に配置できること。ただし、技術協力業務の履行期間については、建設工事における主任技術者又は監理技術者の配置は要しない。なお、２⑴７）の設計技術者と同一の者である必要は無い。

⑴　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

⑵　平成23年度以降に、元請けとして完成した上記５）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（出資比率が特定ＪＶ及び異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）にあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものに限る。また、異工種ＪＶ及び、特定ＪＶ・経常ＪＶにおける乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績に限る。）。なお、地域維持型ＪＶ、特定ＪＶ（甲）及び経常ＪＶにあっては、代表者の主任技術者又は監理技術者が上記５）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

⑶　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

９）建設工事への配置予定の主任技術者又は監理技術者は、令和９年１月５日以降配置可能な者であること。

10）配置予定の監理技術者は、建設業法第26条第３項第２号の場合の監理技術者（「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置は認めない。

11）一次審査の申請書及び資料の提出期限日から見積合せの時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

12）本技術協力業務の受注者が、建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

13）申請書を提出する者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（説明書参照）。

14）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

15）本件に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから業務説明書及び全ての配付資料（変更分を含む。）をダウンロードした者又は下記５⑵に指定する方法で交付を受けた者であること。

⑵　申請書及び資料の作成及び提出方法　申請書及び資料は、説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムで提出すること。

ただし、資料の提出にあたっては、資料の容量が10ＭＢを超える場合、又は発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は原則として次の受付期間内に必着で、下記５⑴の担当部局に１部郵送（書留郵便等）、託送（書留郵便と同等のもの）又は電子メール（添付するファイル容量は10ＭＢ以下とする）により提出するものとする（電子入札運用基準参照）。なお、電子メールの送信先は下記５⑴に確認し、電子メール送信後、必ず着信確認を行うこと。

１）一次審査の申請書及び資料の提出

ア　電子入札システムによる受付期間：令和８年３月26日から令和８年４月３日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時00分から17時00分及び令和８年４月６日９時00分から13時00分まで。

イ　郵送、託送又は電子メールによる受付期間：令和８年３月26日から令和８年４月３日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時00分から17時00分及び令和８年４月６日９時00分から13時00分まで。

３　段階的選抜方式（二次審査）

⑴　発注者から競争参加資格があると認められて選抜された者で、下記⑹の期間内に技術提案書を提出した者で、技術提案書の技術評価が最も高い者を優先交渉権者とする。

⑵　技術提案の評価に関する基準　本案件は、令和６年能登半島地震により複数の斜面崩壊や落石等が発生し被災した、国道249号珠洲市仁江町地先～同市真浦町地先の逢坂トンネル工区において、トンネルの新設および既設トンネルへ接続するものである。

逢坂トンネル工区は、令和６年能登半島地震により、以下の被災をしている

・トンネルの珠洲側：３箇所の大規模な斜面崩落が発生し、珠洲側坑口までの約800ｍ間で道路が寸断された。
・トンネル内部：覆工の剥落や舗装版のひび割れ等が発生した。
・トンネルの輪島側：坑口上部で大規模な地すべりが発生し、地すべりによる崩土により坑口が閉塞した。

現在、逢坂トンネル珠洲側坑口では落石対策を、逢坂トンネル内ではプレキャスト製品を用いた内巻補修を、輪島側坑口では閉塞した坑口の切り開き及び法面対策工を実施している状況であるが、リスク法面を新設トンネルで回避し、さらに既設トンネルを活用し法面の落石リスクも回避する方針とする。また、本工区は能登半島地震からの復興のため早期の本復旧完了を求められている。

このような状況で、工事の早期完了、確実な施工・工期の厳守のため、逢坂トンネル工区の本復旧完了を早めるための確実かつ効率的な施工方法や、能登半島地震で大きな影響を受け大規模に崩落した不安定斜面の崩壊等を誘発させない確実な施工、工事中における地質変化が確認された場合等の対応が求められる。

また、トンネル坑内作業は、暗く、狭隘な空間での危険作業が伴うものであることに加え、奥能登地区は建設労働者を迎え入れるための環境も整っていない状況である。さらに半島特有の地理的条件も相まって資機材の搬入等も困難な状況となっている。このことから、これまで様々な建設現場で試行されているＤＸ技術を最大限活用するなどして、確実な施工はもとより効率的（無人化・遠隔化）な施工を行う必要がある。以上より、施工者特有の高度な技術力（想定される不確定要素への対応等）の活用が必要であるため、技術協力・施工タイプを適用し、新トンネル工事及び既設トンネルへの接続に関する技術提案を求める。

技術提案を求めるにあたっての諸条件は、業務説明書のとおりとする。

技術提案に対する評価項目、技術提案による評価基準は、業務説明書のとおりとする。

技術提案については、下記⑶を評価項目とし、業務説明書及び設計図書に基づき、施工場所の現場条件、周辺環境等にも配慮した技術提案書を提出すること。

また、技術提案に対する評価については、原則として提案ごとに現場条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について的確性と実現性により評価し、合算する。